

広島県教育委員会教育長訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和四年七月十四日

広島県教育委員会  
教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第二（第六条の一関係）</b>			
部 管理 (略)	部課の区分 (略)	部 管理 (略)	部課の区分 (略)
教職 員課	部長専決事項 (略)	教職 員課	部長専決事項 (略)
一―七 (略)	課長専決事項 (略)	一―七 (略)	課長専決事項 (略)
	一―六 (略) 七 (略) (一) (略) (二) 第五条第六項の規定による免許状の授与 (三) 五 (略)		一―六 (略) 七 (略) (一) (略) (二) 第五条第七項の規定による免許状の授与 (三) 五 (略) (六) 第九条の二第一項の規定による有効期間の更新 (七) 第九条の二第三項の規定による認定 (八) 第九条の二第五項の規定による免許状の有効期間の延長 (九) 七 (略) 七の二 (略) (一) 附則第一条第二項の規定による更新講習修了確認 (二) 附則第一条第三項第三号の規定による確認 (三) 附則第一条第四項の規定による
	(六) 九 (略)		

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	四 附則第二十条第 五項括弧書の規 定による認定
		修了確認期限 の延期

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。